2　測定器の設定等

⑴　低周波発振器は、電圧設定機能及び指示機能を有するものを使用し、発振周波数を1,000Hzに設定する。

⑵　スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	４に示す周波数
掃引周波数幅	周波数偏移が±40kHz以内の場合は300kHz、周波数偏移が±40kHzを超える場合は500kHz、ステレオ伝送方式の場合は500kHz
分解能帯域幅	設備規則第49条の16に規定する帯域の0.5～2.5%
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	サンプル
振幅平均処理回数	スペクトラムの変動が無くなる程度の回数

⑶　スペクトル分析器を用いて得られた測定値は、外部又は内部のコンピュータによって処理する。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定して、連続送信状態とする。

⑵　変調信号を十の項の表のとおりとする。

⑶　トーンスケルチを有する場合は、トーンを使用状態とし、トーン周波数は任意とする。

4　測定操作手順

⑴　搬送波電力の測定

ア　試験機器を十の項の表のとおりの変調状態とする。

イ　スペクトル分析器の中心周波数を搬送波周波数とする。

ウ　単掃引を行い、変調波のスペクトル図を描く。

エ　全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

オ　データ点ごとに電力次元の真数に変換し、全データの総和を算出して、これをP_Cとする。

⑵　上側隣接チャネル電力の測定

ア　試験機器を十の項の表のとおりの変調状態とする。

イ　スペクトル分析器の中心周波数を、搬送波周波数及びチャネル間隔の和とする。
　チャネル間隔を次のとおりとする。
　⑺　周波数偏移が±40kHz以内の場合は250kHz
　⑴　周波数偏移が±40kHzを超える場合は500kHz
　⑼　ステレオ伝送方式の場合は500kHz

ウ　単掃引を行い、上側隣接チャネルのスペクトル図を描く。

エ　測定する帯域内のデータ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
　測定する帯域を次のとおりとする。
　⑺　周波数偏移が±40kHz以内の場合は±55kHz
　⑴　周波数偏移が±40kHzを超える場合は±165kHz
　⑼　ステレオ伝送方式の場合は±125kHz

オ　隣接チャネル漏えい電力を測定して、データ点ごとに電力次元の真数に変換し、全データの総和を算出して、これをP_Uとする。

⑶　下側隣接チャネル電力の測定

ア　スペクトル分析器の中心周波数を、搬送波周波数及びチャネル間隔の差とする。

イ　⑵のウからオまでと同じ操作手順で算出し、これをP_Lとする。

5　試験結果の記載方法

次式で算出し、dB単位で記載する。

⑴　上側隣接チャネル漏えい電力（比）　$10\log(P_U/P_C)$

⑵　下側隣接チャネル漏えい電力（比）　$10\log(P_L/P_C)$

6　その他

⑴　スペクトル分析器の掃引周波数幅を下側の隣接チャネル測定範囲から上側の隣接チャネル測定範囲まで設定して、１掃引で測定することもできる。

⑵　４の搬送波周波数を割当周波数とする。

⑶　４⑴、⑵及び⑶測定時におけるスペクトル分析器の分解能帯域幅及びビデオ帯域幅を同じ値とする。

十　変調条件

機種名＼変調条件	変調信号源	基準周波数偏移	スプリアス領域における不要発射の強度・空中線電力測定時の変調入力	占有周波数帯幅・周波数偏移・隣接チャネル漏えい電力測定時の変調入力
特定ラジオマイク 周波数偏移40kHz以内	正弦波１kHz	±５kHz	基準周波数偏移の入力と同じ	基準周波数偏移の入力から36dB増加
特定ラジオマイク 周波数偏移40kHz超	正弦波１kHz	±2.4kHz	基準周波数偏移の入力と同じ	基準周波数偏移の入力から36dB増加
特定ラジオマイク ステレオ伝送方式	正弦波１kHz（Ｌ及びＲ入力に逆相同レベルの信号を同時に加える。）	±28.5kHz	基準周波数偏移の入力と同じ	基準周波数偏移の入力から25dB増加

別表第七十九の次に次の一表を加える。

別表第八十　証明規則第２条第１項第１号の12の２に掲げる無線設備の試験方法

一　一般事項

1　試験場所の環境

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合
　室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ 8703による常温及び常湿（以下この別表において同じ。）の範囲内とする。

⑵　その他の場合
　⑴の環境による試験に加え、周波数の偏差については振動試験及び温湿度試験を行う。詳細は各試験項目を参照。

2　電源電圧

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合
　外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

⑵　その他の場合
　外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10%とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10%変動したときにおける試験機器の無線部（電源を除く。）の回路への入力電圧の変動が±１%以下であることが確認できた場合は、定格電圧のみで測定する。

イ　電源電圧の変動幅が±10%以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値が工事設計書に記載されている場合は、定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定する。

3　試験周波数と試験項目

　試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、全ての周波数）で全試験項目について測定する。